

# 産業廃棄物を使用した試験研究等について

宮城県環境生活部廃棄物対策課

産業廃棄物を使用した試験研究等を行う場合には、関係法令及び「産業廃棄物を使用した試験研究等に係る指導要綱」に定める事項を遵守し、関係書類を県に提出する必要があります。

## 試験研究等に伴う責務

- ・試験研究等に使用する産業廃棄物を排出した事業者に対し、当該産業廃棄物を試験研究等の用に供することについての承諾を得ていること。
- ・試験研究等の実施期間は必要最小限とし、原則として90日を超えないこと。
- ・生活環境保全上の支障を生じさせないこと。
- ・試験研究等終了後において残存する廃棄物は適切に処理すること。

## 提出書類について

### 1. 受付窓口

- ・試験研究等を行う場所(仙台市を除く)を管轄する保健所

### 2. 提出部数

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に相当する施設を使用する試験研究等→ 正副2部
- ・上記以外→ 1部

### 3. 提出書類の内容

#### (1)試験研究等を行おうとするとき

- ①試験研究等計画書(様式第1号)
- ②試験研究等に要する資金の総額及びその資金の調達方法(任意の様式)
- ③他人の産業廃棄物を使用して試験研究等を行う場合には、当該試験研究等に使用する産業廃棄物を排出した事業者が、当該産業廃棄物を試験研究等の用に供することについて、承諾していることを証する書類(任意の様式)
- ④使用する産業廃棄物の数量が当該試験研究等の目的の達成のために必要最小限のものであることを記載した書類(任意の様式)

※その他知事が必要と認める書類

提出期限→当該試験研究等を行おうとする日から起算して30日前まで

**(2) 試験研究等を開始したとき**

試験研究等開始報告書（様式第2号）

提出期限→開始後速やかに提出

**(3) 試験研究等開始後に下記の事項を変更しようとするとき**

- ・ 住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- ・ 試験研究等を行う場所
- ・ 試験研究等に使用する産業廃棄物の種類、量及び排出事業者名
- ・ 試験研究等の目的
- ・ 試験研究等の方法
- ・ 試験研究等の実施予定期間
- ・ 試験研究等の施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ・ 試験研究等の施設の維持管理に関する計画
- ・ 生活環境保全対策
- ・ 事故防止対策及び事故時の措置に関する計画
- ・ 試験研究等終了後の試験研究等の施設、設備等の撤去に関する計画
- ・ 試験研究後廃棄物の処理方法
- ・ 試験研究等をする施設の管理責任者の住所、氏名、連絡先

試験研究等変更計画書（様式第3号）

提出期限→当該変更をしようとする日から起算して30日前まで

**(4) 試験研究等が終了したとき又は実施予定期間が満了したとき**

① 試験研究等終了届出書（様式第4号）

② 試験研究等の結果の概要を記載した書類(任意の様式)

提出期限→終了後速やかに提出